

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

インコタームズ2020年版で規定されたトレード・タームズⅣ

7. 関税込み持込渡し（指定仕向地）インコタームズ2020

DDP〔Delivered Duty Paid〕（named place of destination）Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかなを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定仕向地で、またはその地点が合意されているなら、その仕向地内の合意された地点で、物品の輸入通関を行い、物品を荷降ろしの準備ができて到着した運送手段の上で、買主の処分に委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

売主が、物品を指定仕向地に、またその場所内で合意された地点に移動することにかかわる一切の危険を負う。それゆえ、本規則では、仕向地での引渡と到着が同じである。

売主は、到着した運送手段から物品を荷降ろしすることを求められていない。しかし、もし売主が、運送契約のもとに引渡地・仕向地での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

3 引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点

両当事者は、できる限り明瞭に仕向地または仕向地点を、いくらかの理由のためにこれを特定することを勧められる。第一に、物品の滅失または損傷の危険は、引渡地点・仕向地点で買主に移転する。したがって、重大な移転が生じ

る地点について明確にすることは、売主と買主にとって最善である。第二に、その引渡地・仕向地、または引渡地点・仕向地点より前の費用は、輸入通関の費用を含めて、売主の勘定であり、その場所または地点より後の、輸入の費用以外の費用は、買主の勘定である。第三に、売主は、合意した引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点までの物品の運送の契約または手配をしなければならない。そのようにしないなら、売主は、DDP規則にもとづく売主の義務違反であり、いかなる確定的な損失に対しても買主に責任を負う。

DDPは、引渡が仕向地で生じ、売主が輸入関税および適切な税の支払いに責任があり、売主に最大の義務を課したインコタームズ規則である。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出通関と同じく輸入通関を行うこと、輸入関税を支払うことまたはその他の通関手続きを行う義務を課している。このように、もし売主が輸入通関を行えず、輸入国での買主の手にこれを委ねるなら、売主は、引渡が依然仕向地で生じるが輸入通関が買主に課されているDAPまたはDPUの選択を考えるべきである。税にからむ問題があるかもしれない、この税は買主から回収することはできないかもしれない〔A9(d)を参照1〕。

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

8. 船側渡し（指定船積港）インコタームズ2020

FAS [Free Alongside Ship] named port of shipment) Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、海上または内陸水路運送でのみ使用されるべきである。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定船積港において、物品を買主により指定された本船の船側（例えば埠頭または舳の上）に置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、引渡の義務を果たすことになる。

物品の滅失または損傷の危険は、物品が本船の船側に置かれたときに移転し、買主は、そのとき以降の一切の費用を負う。

FAS規則は、物品が本船の船側に置かれる前に運送人に引き渡される場合、例えば、物品がコンテナ・ターミナルで運送人に引き渡される場合には適切ではない。この例の場合、両当事者はFAS規則よりむしろFCA規則を使用することを考えるべきである。

3 船積み地点

両当事者は、できる限り明瞭に、物品が埠頭または舳から本船に移動する、指定船積港での船積み地点を特定することを勧められる。なぜならば、その地点までの費用と危険は、売主の勘定と責任であるからである。これらの費用と付随する貨物取扱費は港の慣習にしたがって変わり得る。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

売主は、物品を本船の船側で引き渡すこと、または船積みにより既にそのように引き渡された物品を調達することを求めている。ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入通関または第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税を支払い、またはその他の輸入通関手続きを行う義務はない。

1 売主は、A7〔輸出入通関手続き（抄訳）：売主は、輸出国、輸入国などで必要となる一切の輸出入通関手続きなどを行い、その費用を支払わなければならない。〕にもとづき輸出入通関などに関する関税、税およびその他の費用を支払わなければならない。